

# 投光器 学習版

国労東海貨物協議会  
2012年10月10日 No.19  
発行責任者 鈴木 和巳

## 今回は労働災害防止・作業環境などについての法律を学習します！ あなたの職場における作業環境はどうですか？

私たちの働いている環境は、駅では入換や本線に接近する作業があり、検修では重厚長大な貨車や機関車の整備、保全では高所作業や本線に隣接した作業等、運転士においても機関車への乗降や線路に接近した通行等、非現業の方を除き、常に危険と隣り合わせだということは皆さんもご承知だと思います。



そんな危険な職場環境から労働者を守るために定められているのが「労働安全衛生法」です。「労働安全衛生法」は職場における労働者の健康と安全を確保し、より良い作業環境を作ることを目的に労働災害の防止について、総合的・計画的な対策を推進することを定めた法律です。この法律は昭和47年6月8日に制定され、現在まで数々の改定を重ね、安全衛生管理体制や安全基準・衛生基準などについて細かく触れられています。



会社は、この法律に基づき作業環境を整え、医学適性検査や健康診断等を行う義務があり、労働者も作業にあたり資格の保持や保護具の着用、健康診断受診などの義務があります。また、従事員の多い職場では定期的に労使の参加で安全衛生委員会なども開催されています。

労働条件の改善などでは、労働者と使用者側で利害関係において対立することが多くありますが「労働災害の防止」は労使共通の思いであり、労働災害ゼロに向け協力していくことが必要です。

## 安全・安心して働ける職場環境を目指そう！

貨物会社は、その成り立ちにおいて多くの老朽施設や設備を引き継ぎ、その改善に多くの資金が使われ経営を圧迫しています。私たちの周りを見ても駅舎や構内などの設備、機関車や貨車など数十年が経過している物が数多くあり、残念ながらこれら老朽したものを全て新しくすることが出来ないことは周知の通りですが、安全に関わる部分は直ぐにでも改善されなければなりません。



毎年起きている労働災害は、当事者の不注意によるものが多い現状ですが、そのうちの何件かは照明や安全色彩、歩行路など労働環境が整備されていれば防げたと思われるものも少なからず見受けられます。

私たち労働者は自らの身を守るためにも作業環境に対し注意を払う必要があります。危険な箇所や注意を要する作業などの改善に向け、今一度、自分の周りを点検しましょう！

今夏も酷暑となり、熱中症対策も採られましたが、一人300円の対策費では全然足りません。個人個人に体調管理を呼び掛けるだけでなく有効な対策を立ててほしいものです！

**労働環境も与えられるものではありません。働き・要求し・勝ち取りましょう！**